

令和 5 年度 定時社員総会（第 78 回）議案

令和 5 年 6 月 5 日（月） 13：30～
東京都千代田区平河町 2-7-4
砂防会館 シェーンバッハ・サボー

公益社団法人 日 本 河 川 協 会

令和 5 年度 定時社員総会（第 78 回）次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 定時社員総会議事

- (1) 報告第 1 号 令和 4 年度 事業報告、事業報告の附属明細書の報告の件
- (2) 議案第 1 号 令和 4 年度 貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び
正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録の承認を求める件
- (3) 報告第 2 号 令和 5 年度 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の
見込みの報告の件
- (4) 議案第 2 号 理事の補欠選任について決議を求める件

4. 特別講演

講 師	熊谷 和哉 氏 (独立行政法人 水資源機構 理事)
演 題	「水道事業の歴史と現在位置」

5. 来賓祝辞

6. 令和 5 年河川功労者表彰式

7. 閉 会

報告第 1 号

令和 4 年度 事業報告、事業報告の附属明細書
の報告の件

令和4年度 事業報告

公益社団法人 日本河川協会

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開しています。

令和4年度においても、河川に関する調査、啓発活動、人材育成、顕彰活動等の公益事業等を通じて社会貢献に努めました。

令和4年度に実施した事業等は以下のとおりです。

1. 令和4年度 実施事業

1-1 河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い、広く一般に成果を公表する事業【調査事業】

(1) 「河川文化を語る会」の開催

人と川とのかかわりを「河川文化」として捉え、様々な側面からの知識を習得することや参加者間等の交流を深めることを目的に、「河川文化を語る会」を平成10年から開催しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分留意したうえで、船上講演会「川から見る東京・2022」をはじめ各地で4回開催し、令和元年度以前と同様の開催回数に戻すことができました。

開催回	開催日	テーマ	講師	開催地
第205回	R4.10.25	船上講演会【川から見る東京・2022】 ・江戸・東京歴史コース ・東京の歴史と未来を探访する社会基盤コース	松田 芳夫 氏 (公益社団法人日本河川協会 前会長) 細見 寛 氏 (中央大学研究開発機構 客員教授)	東京
第206回	R4.11.28	貨幣の歴史 ～造幣局の歴史と大川のかかわり～	西 正 氏 (元造幣博物館館長)	大阪
第207回	R5. 3.14	会報『河川文化』100号を迎えて ～人と川の新時代を迎えて～	守田 優 氏 (芝浦工業大学名誉教授)	東京
第208回	R5. 3.19	22世紀奈佐の浜プロジェクトの軌跡とこれからの展望 ～豊かな伊勢湾をめざして～	小浦 嘉門 氏 (22世紀奈佐の浜プロジェクト 代表) 千葉 賢 氏 (22世紀奈佐の浜プロジェクト 副代表 四日市大学教授)	名古屋 【WEB 併用】

(2) 地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料を収集しました。また、適応策に係る日本学術会議の2つの分科会活動に参画しました。このうち「気候変動と国土分科会」では、

水災害の頻発化、激甚化のみならず、人口減少や高齢化、エネルギーや産業構造の変化など、社会全体が大きく変化する中で水災害適応策を考えていく必要があるとして幅広い観点から検討を進めました。その上で、IPCC 第 6 次報告等を参考に気候変動の影響がさらに進んだ将来を想定し、防災まちづくりや国土計画のあり方、特に、適応策としての将来の市街地土地利用を検討する上で先行して科学技術が取り組むべき課題は何か、といった問題意識から、住宅の耐水対策を含めてとりまとめを進めました。

(3) 月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川行政の取り組みや課題、河川に関わる社会的な動向等に関する最新情報を発信するメディアとして昭和 17 年から刊行してきました。これらの記事のストックは、貴重なデータベースとして行政関係者、研究者などに広く活用されています。インターネット経由での電子版（カラーPDF 版）は、全ての会員に公開しています。

令和 4 年度は、国土交通省が重点的に取り組んでいる流域治水と DX についてそれぞれ 2 回特集しました。

また、7 月号では、第 4 回アジア・太平洋水サミットにおける天皇陛下記念講演を掲載しました。

＜令和 4 年度 特集テーマ＞

- 4 月号「令和 4 年度予算」
- 5 月号「国土を守る土砂災害防止技術」
- 6 月号「大河川の歴史（第 18 回）雄物川・吉井川」
- 7 月号「世界の水問題の解決に向けて」
- 8 月号「浜辺の再生・強靱化」
- 9 月号「既存ダムにおける治水・利水機能の更なる強化」
- 10 月号「流域治水～大和川・江の川～」
- 11 月号「河川における DX の取り組み～水害リスクコミュニケーションの推進～」
- 12 月号「河川管理を DX で変える」
- 1 月号「大河川の歴史（第 19 回）黒部川・大井川」
- 2 月号「令和 4 年の風災害とその対応」
- 3 月号「流域治水における砂防の取組」

(4) 河川に関する情報の収集・整理と広報資料の作成

令和 4 年度においては、河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）等を収集・整理し、その普及や一般にわかりやすい的確な情報発信の手法について検討を行うとともに広報資料を作成しました。その一つとして、「水管理・国土保全局所管事業の事業効果」（国土交通省ホームページ）を改良しました。

(5) 河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との考えの下で、河川事業の経緯や河川に関わる諸制度の創設等の河川行政史に関する情報を記録する資料（「オーラルヒストリー」）を平成 13 年度から作成してきました。

令和 4 年度は、「東日本大震災の初動における国土交通省の取り組み（仮称）」について関係者から資料を収集するなど、準備作業を実施しました。

1-2 河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業[キャンペーン事業]

(1) 「川の日」記念行事の支援

「川の日」実行委員会が実施する「川の日」記念行事を事務局として支援しました。WEBサイトに「川の日」の7月7日をはさむ8日間バナー広告を掲載し、これにリンクして全国の河川に関するイベント等を広く一般に紹介することで、「川の日」の啓発を図りました。

また、「第14回いい川・いい川づくりワークショップ」及び「日本水大賞」を支援するとともに、防災冊子の作成・配布を通して「川の日」の啓発活動を展開しました。

(2) その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

5月～6月の水防月間に、冊子「自分の命を自分で守るために—令和4年度版—」を作成し配布するなど、次表のキャンペーン活動への参画・支援を行いました。

時期	行事名	主催
5月	水防月間 (5月1日～31日・北海道は6月1日～30日)	国土交通省・内閣府・都道府県・水防管理団体
7月	河川愛護月間 (7月1日～31日)	国土交通省・地方公共団体
	森と湖に親しむ旬間 (7月21日～31日)	国土交通省・林野庁・地方公共団体
8月	水の日・水の週間 (8月1日・8月1日～8月7日)	水循環政策本部・国土交通省・都道府県
	防災週間 (8月30日～9月5日)	内閣府・防災推進協議会

1-3 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業[研修・セミナー事業]

(1) セミナーの開催

新型コロナウイルス感染症の状況により、水防に関する法律・制度や水防活動の事例等をテーマにした「水防研修」、河川管理・訴訟等をテーマにした「河川管理研修」、「流域治水」等の最新の施策等をテーマにした「河川講習会」は、WEB（オンデマンド）研修として開催し、専門的知識の普及を図りました。カリキュラムの編成に当たっては、前年度までのアンケートを精査するとともに、内容の重複がないよう調整しました。

令和4年度の実施内容は次表のとおりです。

また、開催にあたっては、ホームページへの掲載やメールマガジン等により参加者を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し周知を図り、参加者の拡大に努めました。

研修名	期間	受講者数	講義内容
水 防 研 修 (WEB 研修)	令和 4 年 4 月 15 日(金)～ 30 日(土)	282 名	「河川行政に関する最近の話題」、「水防行政に関する最近の話題」、「特別講演 災害情報の枠組」など
河川管理研修 (WEB 研修)	令和 4 年 10 月 14 日(金)～ 31 日(月)	590 名	「河川行政の動向」、「水利行政」、「現場の課題と対応事例」など
河 川 講 習 会 (WEB 講習会)	令和 5 年 2 月 13 日(月)～ 28 日(火)	359 名	「最近の河川行政について」、「令和 4 年の風水害とその対応」、「特別講演 治水ルネッサンス―質を大切にする社会づくりに向けて―」など

新たに実施を予定していた「現場研修会」については、新型コロナウイルス感染症の状況により中止としました。

(2) 地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する中で、河川の有する機能を適切に保全する取り組みが重要になってきています。そのような状況の下で、令和 4 年度も引き続き、河川の維持管理に関する資格を認定する一般財団法人「河川技術者教育振興機構」の運営を支援しました。

制度発足から 8 年目を終え、有資格者は、河川維持管理技術者 456 名、河川点検士 6,137 名（いずれも令和 4 年度末）に達し、全国の河川管理の最前線で活躍いただいています。

1－4 河川に関する功労者の表彰、コンクールの実施及び支援等により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動等を顕彰する事業 [表彰・コンクール事業]

(1) 河川功労者表彰

昭和 24 年に創設以来、治水・利水・環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった個人や団体を表彰してきました。

令和 4 年は、都道府県・地方整備局等からの推薦をもとに、河川功労者表彰審査委員会（委員長：松田芳夫）の審査を経て理事会で決定された 62 名の個人と 43 団体を表彰しました（6/2 表彰式）。現在までの表彰件数は 4,247 件となっています。

(2) 日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

「日本水大賞」は、日本水大賞委員会（名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下、委員長：毛利衛）を実施主体として、水循環の健全化に貢献する様々な活動を支援する目的で平成 10 年度に設けられました。また、「日本ストックホルム青少年水大賞」は、「日本水大賞」の一環として高校生等を対象に平成 13 年度に設けられました。

令和 4 年度は、次表の各団体が受賞しました。日本水大賞として、国際分野の活動が 2 年連続（2 回目）で選ばれました。

6 月 14 日に「第 24 回日本水大賞」及び「2022 日本ストックホルム青少年水大賞」の表彰式・受賞活動発表会を秋篠宮皇嗣殿下のご臨席を賜り開催しました。

2022 日本ストックホルム青少年水大賞を受賞した高校生 2 名、指導教諭 1 名等を 3 年ぶりに開催されたストックホルムでの国際コンテストに派遣・参加しました。結果は以下の通りです。

青少年水大賞グランプリ カナダ
準グランプリ ブラジル
ピープルズ・チョイス賞 アラブ首長国連邦（UAE）

また、2020 スtockホルム青少年水大賞（WEB 開催）でグランプリを受賞した青森県立名久井農業高等学校 Treasure Hunters の元高校生 2 名も招待を受け、併せて国際コンテストに派遣・参加しました。

第24回日本水大賞 各賞（応募総数131件）

各 賞	活動主体	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大 賞	団体	福岡県	アフガン「緑の大地計画」― 伝統に学ぶ灌漑・水利事業	ベシャワール会／PMS(平和医療団・日本)
国土交通大臣賞	団体	福岡県	昭和28年筑後川大水害の伝承活動	筑後川まるごと博物館運営委員会
環境大臣賞	学校	群馬県	尾瀬国立公園や片品川源流域をフィールドにした水環境学習	群馬県立尾瀬高等学校 自然環境科
厚生労働大臣賞	団体	山梨県	多摩川源流での水源の森再生プロジェクト	特定非営利活動法人 多摩源流こすげ
農林水産大臣賞	団体	栃木県	渡良瀬川源流域の森再生プロジェクト	特定非営利活動法人 足尾に緑を育てる会
文部科学大臣賞	学校	滋賀県	安曇川流域資源を活用した起業家精神育成の推進	大津市立葛川小・中学校 KCL プロジェクト
経済産業大臣賞	企業	大分県	排水クローズドによる水資源循環型システムの構築	大分キヤノンマテリアル 株式会社
市民活動賞	団体	千葉県	水災害への意識を高める市民防災まちづくり塾	市民防災まちづくり塾
国際貢献賞			該当ナシ	
未来開拓賞	団体	滋賀県	びわ湖の固有種ビワオオウズムシから見つめる地球環境	びわ湖トラストジュニアドクター 育成塾ビワオオウズムシ調査隊
審査部会特別賞	個人	埼玉県	新潟県魚野川流域を中心とした川の文化の記録	戸門 秀雄
審査部会特別賞	企業	大阪府	災害被災地域における水道施設の早期復旧活動	理水化学株式会社

2022日本ストックホルム青少年水大賞 各賞（応募総数12件）

各 賞	活動主体	都道府県	調査研究の表題	学校・クラブ名
大 賞	学校	青森県	土壌水分と転炉スラグで塩類集積を抑制するシステムの開発	青森県立名久井農業高等学校 環境研究班 Flora Hunters
審査部会特別賞	学校	東京都	機械学習を用いた高精度地下水位予測モデルの開発 ～これまでにない汎用性の高い地下水位予測～	海城高等学校

令和 5 年 6 月に表彰式を行う「第 25 回日本水大賞」及び「2023 日本ストックホルム青少年水大賞」の審査を行い、3 月までに大賞をはじめ各賞を決定しました。なお、募集に当たっては、水循環系の健全化に寄与する水防災、水環境、水文化分野などの分野について積極的な応募促進を行い、様々な活動内容と活動主体から応募をいただきました。

1-5 河川に関する図書等の刊行等〔収益事業〕

(1) 図書の出版等

過去からの河川事業に関する通達等のデータベースである「令和4年度版河川事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2022 河川ハンドブック」を刊行・販売しました。「河川事業関係例規集」については、ペーパーレス化の流れ等の観点からPDF版（DVDに収録）も刊行しました。例年以上に多くの引合いをいただき、PDF版については増刷して対応しました。

(2) 受託調査・研究

令和4年度においては、収益事業としての受託調査・研究は行いませんでした。

1-6 会員活動への助成、会員への情報誌会報「河川文化」の配布、河川関係諸団体の活動への支援〔会員活動助成等事業〕

(1) 会員活動への助成

二種正会員（個人）を中心に府県単位で設立されている団体の運営を支援するために、令和4年度には13団体のうち申請のあった8団体に対して運営経費の一部を助成しました。

また、二種正会員（個人）による川をテーマにした自主的な調査・研究などの活動を支援するために、令和4年度は4つのサークルに対して活動経費の一部を助成しました。

(2) 会員に対する情報誌会報「河川文化」の発行・配布

会報「河川文化」は、「川における様々な文化」をテーマに全国各地からの情報を発信する会員向けの情報誌として、平成9年の河川法改正、二種(個人)会員制度の創設とともに平成10年4月創刊(年4回発行)し、四半世紀を迎えました。

令和4年度においては、多くの会員に寄稿を頂き100号記念号を刊行しました。会員(海外も含む)と併せ、図書館、博物館、資料館等に毎号約4,000部を配布しています。

創刊以来の全ての記事を検索できる検索システムにより、アーカイブとして有効活用ができるようにしています。

発行月	号数	特集名	シリーズ/河川文化を語る	執筆者
令和4年6月	第98号	紀伊半島の川	紀伊半島の山と谷	千木良雅弘氏 他
9月	第99号	人と川の四半世紀	人と水面とまちづくり	岸井隆幸氏他
12月	第100号	人と川の新時代への歩み～100号を総攬する～	会員からの寄稿、活動紹介と既刊誌のアーカイブが中心	—
令和5年3月	第101号	荒川(埼玉)特集	荒川今昔 —水害対策を中心に—	大久根 茂氏 他

(3) 河川関係諸団体の活動への支援

NPO 法人「川に学ぶ体験活動協議会」等の活動を支援しました。

(4) 会員へのメールマガジンの送付

令和 2 年 6 月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、毎週初めに最新の河川行政の動きと河川に関する情報や河川協会からのお知らせをコンパクトにまとめたメールマガジンを配信しています。

令和 4 年度は、予算成立の際の特集号をはじめ、55 回配信しました(3 月 31 日時点)。

(5) 有識者による WEB 講演の配信

水管理・国土保全局の予算説明や線状降水帯予測の開始など、有識者による注目されるテーマの講演会を会員に配信しました。

6 月：気象業務に係る最近の話題

9 月：令和 5 年度予算 概算要求について

1 月：令和 5 年度予算説明

2. 正会員の入退会数及び現在の正会員数

一種正会員（地方公共団体等）、二種正会員（個人）、三種正会員（法人及び団体）の入退会数及び令和 4 年度末現在の正会員数は、次表のとおりです。令和 3 年度末と比較して、一種正会員は 4 市町が入会（退会 1→増 3）、三種正会員は 23 団体が入会（退会 4→増 19）されました。二種正会員は 107 人が入会（退会 128→減 21）となり、合計会員数は 1 増加しました。

(令和 5 年 3 月 31 日)

会員の区分	前年度末	入会数	退会数	現在数	摘要
一種正会員	144	4	1	147	地方公共団体等
二種正会員	2,173	107	128	2,152	個人
三種正会員	390	23	4	409	法人・団体
計	2,707	134	133	2,708	

3. 社員総会、理事会及び常任理事会の開催

3-1 社員総会

第 77 回 定時社員総会

開催日 令和 4 年 6 月 2 日

東京都千代田区平河町の砂防会館シェーンバッハ・サボーで開催し、会長松田芳夫の開会挨拶の後、事務局から正会員の出席状況について、定款第 19 条の規定に基づく定足数を満たしており、社員総会が成立していることを報告した後、定款第 18 条の規定に基づき会長が議長となって議事に入りました。(1)令和 3 年度事業報告、事業報告の付属明細書の報告の件、(2)令和 3 年度貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書、財産目録の承認を求める件、(3)令和 4 年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みの報告の件、(4)理事及び監事の選任について決議を求める件について、(1)及び(3)は報告し、(2)及び(4)については採決を行い、(2)については過半数の賛成により原案のとおり承認することが決議されました。(4)については議決権行使書面による賛成が過半数を超えており、更に、社員総会において候補者を一括で決議することを諮り異議がないことを確認した上で一括採決し、次の理事 23 名及び監事 2 名全員が選任されました。

理事	浅枝 隆	岡本 正男	楓 千里	甲村 謙友	佐藤 年緒
	七戸 克彦	清治 真人	曾小川久貴	高橋 健文	田代 民治
	中村 太士	三井 元子	村田 和夫	山田 正	
	黒川純一良	志賀 文夫			(以上再任)
	加納 行弘	神達 岳志	吉良美知宏	佐藤 宏	西村 薫
	山科 昭宏	山本 英二			(以上新任)

監事 津野 三夫（再任） 望月 常好（新任）

社員総会終結後、特別講演を開催し、関田康雄氏（前 気象庁長官、MS&AD インターリスク総研(株)顧問）から、「気象業務に係る最近の話題」との演題で講演をいただき、後日、協会のホームページで配信（オンデマンド）しました。

3-2 理事会

(1) 理事会（令和 4 年度第 1 回）

開催日 令和 4 年 5 月 13 日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及び WEB 会議システムを用いて開催し、定款第 39 条の規定に基づき会長が議長となって議事に入り、(1)社員総会の招集にあたって定める事項について理事会の決議を求める件、(2)社員総会提出議案について承認を求める件、(3)会員の入会可否の承認を求める件について諮り、全ての議案について決議又は承認されました。

(2) 理事会（令和 4 年度第 2 回）

開催日 令和 4 年 6 月 2 日

定時社員総会において理事・監事が選任されたことにより、定款 25 条第 3 項の規定に基づき、会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事の選定のため、東京都千代田区平河町の砂防会館別館で開催し、高橋健文理事が仮議長となり会長の選定が行われ、甲村謙友理事が全会一致で選定され、定款 39 条の規定に基づき甲村会長が議長となって、副会長、専務理事、常務理事、常任理事の選定が行われ、次のとおり決定し、結果を総会出席会員に報告しました。

会 長 甲村 謙友
副会長 高橋 健文
副会長 山田 正

専務理事 黒川純一良
常務理事 志賀 文夫

常任理事 浅枝 隆
常任理事 岡本 正男
常任理事 清治 真人
常任理事 曾小川久貴
常任理事 田代 民治
常任理事 村田 和夫
常任理事 山科 昭宏

(3) 理事会によるみなし決議

決議があったとみなされた日 令和 4 年 7 月 6 日

令和 4 年 6 月 29 日付け河協発第 24 号で、甲村謙友会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和 4 年 7 月 6 日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第 42 条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(4) 理事会によるみなし決議

決議があったとみなされた日 令和 4 年 9 月 30 日

令和 4 年 9 月 22 日付け河協発第 32 号で、甲村謙友会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」、「参与の委嘱について意見を求める件、細見寛（再任）」についての提案書を発送し、当該提案につき令和 4 年 9 月 30 日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第 42 条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(5) 理事会（令和 4 年度第 3 回）

開催日 令和 4 年 11 月 21 日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及び WEB 会議システムを用いて開催し、(1)「会員の入会の承認」、(2)「定款第 31 条に準じた取引の承認」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

(6) 理事会によるみなし決議

決議があったとみなされた日 令和 5 年 2 月 7 日

令和 5 年 1 月 31 日付け河協発第 9 号で、甲村謙友会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和 5 年 2 月 7 日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第 42 条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(7) 理事会（令和 4 年度第 4 回）

開催日 令和 5 年 3 月 29 日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及び WEB 会議システムを用いて開催し、(1)「令和 5 年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み」、(2)「会員の入会の承認」、(3)「令和 5 年河川功労者表彰者の決定」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

3-3 常任理事会

(1) 常任理事会（令和 4 年度第 1 回）

開催日 令和 4 年 9 月 20 日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及び WEB 会議システムを用いて開催し、「会員の入会可否について」審議し、承認されました。

(2) 常任理事会（令和 4 年度第 2 回）

開催日 令和 5 年 1 月 30 日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及び WEB 会議システムを用いて開催し、「会員の入会可否について」審議し、承認されました。

(3) 常任理事会によるみなし決議

会長(松田芳夫(～R4.6.1) 甲村謙友(R4.6.2～))から、常任理事会理事の全員に対して、常任理事会の決議の目的である事項「会員の入会の可否について」の提案書を発送し、各提案につき、下記年月日までに、常任理事の全員からの同意を得たので、定款第 42 条に基づき、当該各提案を承認する旨の常任理事会の決議があったものとみなされました。

提案日	決議があったとみなされた日
令和 4 年 4 月 20 日	令和 4 年 4 月 27 日
令和 4 年 6 月 21 日	令和 4 年 6 月 28 日
令和 4 年 11 月 15 日	令和 4 年 11 月 16 日
令和 5 年 3 月 22 日	令和 5 年 3 月 23 日

4. 協会運営に関して特記すべき事項

令和 2 年以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、理事会を含めた WEB 会議の活用や時差出勤等により、同感染症対策と必要な業務の両立を図りました。

また、令和 4 年 4 月の「水防研修」、令和 4 年 10 月「河川管理研修」、令和 5 年 2 月「河川講習会」は、事前に収録した講義を一定期間、インターネットで配信して受講する WEB（オンデマンド）研修で実施しました。

これら通じて得られた知見を踏まえ、ワーク・ライフバランスの改善や業務効率の向上に資する取り組みを進めています。

受取寄附金の内訳

正味財産増減計算書内訳表に記載した公益目的事業の区分ごとの受取寄附金の額と寄付していただいた皆様は下表のとおりです。

心から御礼を申し上げます。

事業区分	公5 表彰・コンクール事業	受取寄附金の額	17,000,000 円
寄附者	いであ 株式会社 様 2,000,000 円 応用地質 株式会社 様 1,000,000 円 共和コンクリート工業 株式会社 様 1,000,000 円 株式会社 建設技術研究所 様 3,000,000 円 株式会社 東京建設コンサルタント 様 3,000,000 円 日本工営 株式会社 様 3,000,000 円 パシフィックコンサルタンツ株式会社 様 2,000,000 円 八千代エンジニアリング株式会社 様 2,000,000 円		
事業区分	共通	受取寄附金の額	1,257,500 円
寄附者	(株)阿部工務店 (株)英明工務店 (株)加藤組 木下建設(株) 黒田整地開発(株) (株)佐藤組 関場建設(株) (株)大栄建設 (一財)ダム技術センター (株)東豊開発コンサルタント 日建工学(株) (五十音順) 阿部辰数 様 及川拓治 様 大島一哉 様 小野秀雄 様 岸本芳雄 様 倉本てつ 様 斎藤治秀 様 塩崎貞夫 様 新宅宏章 様 鈴木元就 様 須藤光雄 様 瀬川光太郎様 高木啓輔 様 高玉利之 様 高野 登 様 田中常雄 様 谷川祐二 様 千島 卓 様 津野三夫 様 富田正則 様 中尾忠彦 様 中原 靖 様 西本 靖 様 新田聖二 様 藤田光一 様 藤山秀章 様 本田健一 様 本田秀樹 様 村田和夫 様 森北佳昭 様 兪 朝夫 様 芳野徳昭 様 和氣三郎 様 和里田義雄様 (五十音順)		
合計	18,257,500 円		

令和4年度 事業報告の附属明細書

公益社団法人 日本河川協会

事業報告には記載しなかった「地球温暖化適応策に関する基礎的な資料一覧」を事業報告の附属明細書に記載します。

地球温暖化適応策に関する基礎的な収集資料一覧は以下のとおりです。

詳細は、ホームページをご覧ください。

- 2201 適応不能となる限界を踏まえ社会を含めた総合的な取り組みによる Climate Resilient Development を適応策の柱とした IPCC 第2作業部会第6次評価報告書の政策決定者向け要約
- 2202 適応策や社会的経済的影響への対応などを含め総合的な視点に立つて緩和策に取り組む必要があるとした IPCC 第3作業部会第6次評価報告書の政策決定者向け要約
- 2203 Atmospheric River が水と熱を運んで南極に上陸し氷棚の崩壊に相当程度寄与していることを衛星観測や気候モデル計算の結果を用いて指摘している論文
- 2204 蘭の治水史を概観した上で2004年のワークショップ結果をもとに100年で5mの海面上昇が起これば様々な要因から対策が追いつかず大規模な移住が発生するとした論文
- 2205 米では気候変動影響による移住が始まっているとして Charleston 等の自治体の取り組み事例とともに事前対策のポイントや参考資料を首長や職員向けにとりまとめた米 NLC のレポート
- 2206 IPCC 第6次レポートの気候モデルには気温上昇を過大に算出する'hot model'が含まれているとの注意喚起から実測データを用いた分析の重要性をあらためて感じさせるコメント
- 2207 海面上昇に伴う撤退や洪水に対する住宅耐水対策をはじめ実践者や学生に対するスキルや科学教育など時間軸を意識して行動内容を取りまとめた英 Environment Agency のリーフレット
- 2208 海面上昇の脅威にさらされている米 Charleston について関係機関や研究者のチームが住民とのワークショップや街歩きを行いながら将来の都市デザイン案を取りまとめた報告書
- 2209 海面上昇による移住は避けがたくなるとして種々の仮定に基づき England 内の検討対象戸数を推算するとともに海外事例を踏まえて課題等について若干の考察を行っている論文
- 2210 気候変動の影響を加味していないケースも多いがゾーニングによってリスクが高い土地への新規立地を抑制するなど EU 各国と英における洪水対策の具体事例を列挙しているレポート
- 2211 海面の上昇速度が速くなると高潮防護施設のレベルアップ等による対策が間に合わなくなるなど様々な対応困難な事態が生ずることを指摘している蘭デルタ・プログラム関連の論文
- 2212 気候モデルによる予測の不確実性などを考慮して 1.5℃や2℃を大幅に越えた気温上昇により壊滅的な影響が生ずる事態を想定した検討が必要であることを訴えている提言
- 2213 気候変動が気温上昇や洪水などの極端事象の発生を通じて様々な感染症に影響していることを文献調査によって分類・整理した論文
- 2214 カリフォルニアを対象に気候モデル計算結果群を用いて最も大きな降雨となる気象条件を踏まえつつ過去と将来を比較した上で気温上昇に伴う豪雨発生確率の変化を図示している論文
- 2215 観測データを重要視し複数観測所を一つの仮想観測所としてデータを整理分析して海面上昇量の2050年までの近未来予測を行っている米 NOAA の潮位予測報告書

- 2216 南極 Thwaites 氷河の棚氷接地点近傍の海底で観測された多数の平行線状地形には潮汐の影響があるとして分析し陸側への接地点後退速度の急激な増大を指摘している論文
- 2217 海面上昇が進み財政的技術的限界に達すると海沿いの低平地にとって移住・移転が唯一の現実的な適応策になるとしている IPCC 第 2 作業部会第 6 次報告書の Technical Summary
- 2218 tipping point の考え方を整理して 16 事象を抽出し海面上昇に影響するグリーンランドと西南極の氷床については気温上昇量が 1.5℃前後で tipping point を超えるとした論文
- 2219 海面上昇予測の精緻化は出来ていないがハード整備が一定程度進む 2050 年頃以降の対応についても考えようとしていることが読み取れる蘭デルタ・プログラム 13 年目のレポート
- 2220 地域内各層との意見交換等を通じて課題把握や施策検討等を進めるための deliberative mini-public と称する手法の事例を整理して英気候変動委員会に提言を行っているレポート
- 2221 メッシュデータ化された降雨観測値を用いて Atmospheric River による豪雨の発生しやすさ等を日本地図の上に表示し地形特性の影響を指摘している論文
- 2222 観測データとモデル計算結果を用いて米北東部の大西洋沿岸でのハリケーン強度増大の要因を確認し今後もこの傾向が続くとともに北西太平洋沿岸も同様であることを指摘した論文
- 2223 気候変動対策には人々の行動変容が不可欠であるとして人の行動要因と政策による働きかけの内容を整理し項目ごとに既往の心理学の成果を説明しているレビュー論文
- 2224 水害保険の今後のあり方を検討するに際して危険性の高い地域からの住居移転や行政コストなどを含めて論じているカナダ政府が立ち上げた産学官民のチームによるレポート
- 2225 地中海の海面水位変化量が沿岸各地で大きく異なることを説明する必要があるとして検潮所と衛星観測による実測データを用いて差が生ずる原因の解明を試みた論文
- 2226 海洋が蓄えた熱の量、塩分濃度のバラツキ、成層の程度について過去から現在までの変化を図示するとともにデータに反映される気象の変化等を説明している論文
- 2227 気候変動をはじめ誰もが感じている様々な危機について相互の関連性を含め直近と中長期の 2 つの視点から考察を加えているダボス会議向けのレポート
- 2228 気候モデルの予測結果を学習させた AI に各年の気温世界分布観測値を与えて 1.5℃や 2.0℃の気温上昇に至るまでの年数を各年ごとに算出することで AI の活用可能性を示した論文
- 2229 米の 31 の海面上昇レポートによる 54 地点の予測と IPCC 第 6 次報告の地域予測を比較評価した上で不確実性を踏まえて超高リスク予測も含めた幅広い対応が必要であるとした論文
- 2230 南極 Thwaites 氷河の流出速度を抑制している氷棚の融解が氷棚底面の亀裂など凹凸形状に強く影響されることを水中探査機による観測結果等によって初めて明らかにした論文
- 2231 Atmospheric River に関する研究経緯や分類について説明した上で過去 40 年間の観測データを用いて世界的な発生頻度や発生場所など様々な観点から変動傾向を分析している論文
- 2232 洪水などの自然災害リスクや CO₂削減に伴う企業の移行リスクについて金融機関や企業向けの民間の分析サービスが急速に拡大・発達していることがわかる UNEP・FI の報告書
- 2233 米の洪水保険のうち地域の取り組み内容に応じて保険料を引き下げる仕組みで得られたデータを用いて移転や住宅耐水化などが被害額減少に効果的であることを明らかにした論文

議案第 1 号

令和 4 年度貸借対照表、正味財産増減計算書、
貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、
財産目録の承認を求める件

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日 現在)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金、預金	24,677,682	16,870,115	7,807,567
未収金(会費)	2,004,000	1,998,000	6,000
未収金(調査事業等)	40,101,141	42,120,856	△ 2,019,715
未収金(その他)	5,936,306	6,471,458	△ 535,152
前払金	0	0	0
社会保険料立替金	△ 425,517	△ 459,883	34,366
出版物在庫	4,280,098	3,880,920	399,178
貸倒引当金	△ 606,000	△ 692,210	86,210
流動資産合計	75,967,710	70,189,256	5,778,454
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	21,554,763	18,764,621	2,790,142
運営資金積立資産	25,000,000	25,000,000	0
特定資産合計	46,554,763	43,764,621	2,790,142
(2) その他固定資産			
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 施行規則附則第7項に規定する共用財産である。 同項に規定する公益目的事業の用に供する割合は62.70%。			
建物付属設備	2	2	0
什器備品	9	3,574	△ 3,565
電話加入権	149,240	149,240	0
保証金	9,988,608	9,988,608	0
その他固定資産合計	10,137,859	10,141,424	△ 3,565
固定資産合計	56,692,622	53,906,045	2,786,577
資産合計	132,660,332	124,095,301	8,565,031
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
前受金(会費)	13,000	0	13,000
預り納付金	774,473	772,369	2,104
流動負債合計	787,473	772,369	15,104
2. 固定負債			
退職給付引当金	21,554,763	18,764,621	2,790,142
固定負債合計	21,554,763	18,764,621	2,790,142
負債合計	22,342,236	19,536,990	2,805,246
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	110,318,096	104,558,311	5,759,785
正味財産合計	110,318,096	104,558,311	5,759,785
負債及び正味財産合計	132,660,332	124,095,301	8,565,031

正 味 財 産 増 減 計 算 書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
	(A)	(B)	(A)-(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	71,656,000	70,968,000	688,000
一種正会員	25,680,000	25,530,000	150,000
二種正会員	12,636,000	12,918,000	△ 282,000
三種正会員	33,340,000	32,520,000	820,000
事業収益	111,889,277	110,627,085	1,262,192
調査事業	42,341,921	43,559,636	△ 1,217,715
キャンペーン事業	498,700	434,400	64,300
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	21,599,500	19,759,830	1,839,670
表彰・コンクール事業	27,473,000	28,177,000	△ 704,000
収益事業	19,976,156	18,696,219	1,279,937
受取負担金	11,466,718	10,985,341	481,377
受取寄附金	18,257,500	15,231,000	3,026,500
雑収益	219,044	213,450	5,594
経常収益計	213,488,539	208,024,876	5,463,663
(2) 経常費用			
事業費			
公益目的事業	157,573,709	155,093,389	2,480,320
調査事業	51,764,082	53,217,680	△ 1,453,598
キャンペーン事業	13,652,373	12,175,674	1,476,699
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	42,437,282	42,359,289	77,993
表彰・コンクール事業	49,719,972	47,340,746	2,379,226
収益事業等	26,901,975	24,635,646	2,266,329
収益事業	17,661,083	16,026,440	1,634,643
会員活動助成等事業	9,240,892	8,609,206	631,686
事業費計	184,475,684	179,729,035	4,746,649
管理費	23,253,070	24,218,093	△ 965,023
経常費用計	207,728,754	203,947,128	3,781,626
評価損益等調整前当期経常増減額	5,759,785	4,077,748	1,682,037
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計			
当期経常増減額	5,759,785	4,077,748	1,682,037
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
(2) 経常外費用			
当期経常外増減額			
他会計振替額			
当期一般正味財産増減額	5,759,785	4,077,748	1,682,037
一般正味財産期首残高	104,558,311	100,480,563	4,077,748
一般正味財産期末残高	110,318,096	104,558,311	5,759,785
II 指定正味財産増減の部			
III 正 味 財 産 期 末 残 高	110,318,096	104,558,311	5,759,785

正味財産増減計算書内訳表(1/2)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計	
	公1	公2	公3	公4	公5	小 計	共 通	小 計	共 通			小 計
調査事業		キャンベーン事業		研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業			収益事業		他1 会員活動 助成等事業		
I 一般正味財産増減の部												
1. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
受取会費												
一種正会員							35,828,000		35,828,000			71,656,000
二種正会員							12,840,000		12,840,000			25,680,000
三種正会員							6,318,000		6,318,000			12,636,000
事業収益	42,341,921	488,700		21,599,500	27,473,000	91,913,121	19,976,156		19,976,156			111,889,277
調査事業	42,341,921					42,341,921						42,341,921
キャンベーン事業		498,700				498,700						498,700
助成事業						0						0
研修・セミナー事業				21,599,500		21,599,500						21,599,500
表彰・コンクール事業					27,473,000	27,473,000						27,473,000
収益事業							19,976,156		19,976,156			19,976,156
受取負担金		9,486,718			2,000,000	11,486,718						11,486,718
受取寄附金					17,000,000	18,257,500						18,257,500
雑収益								0	0		219,042	219,042
受取利息収入												
その他収入												
経常収益計	42,341,921	9,985,418		21,599,500	48,473,000	157,485,339	37,085,500	19,976,156	19,976,156		36,047,044	213,488,539
(2) 経常費用												
事業費	51,764,082	13,662,373		42,437,282	49,719,972	157,573,709		17,661,083	17,661,083	9,240,892		184,475,684
役員報酬	7,769,250	965,010		5,533,680	3,248,520	17,516,460		1,224,780	1,224,780	532,050		19,273,290
給料手当	12,108,941	812,896		17,675,184	5,387,058	35,984,079		2,039,801	2,039,801	1,734,778		39,758,658
退職給付費用	905,707			761,199	287,056	2,048,379		209,832	209,832	50,737		2,308,948
福利厚生費	147,321	9,938		135,178	65,835	358,272		20,236	20,236	6,745		385,253
運動手当	615,040	68,870		1,491,403	209,048	2,384,361		160,903	160,903	28,915		2,574,179
旅費交通費	516,354	8,714		124,529	8,174,454	8,824,051		17,744	1,008,338	1,026,082		9,850,133
通信運搬費	4,447,158	39,767		1,026,417	2,977,398	8,490,740		704,348	725,494	21,146		9,216,234
減価償却費	1,165	79		1,072	522	2,838		113	168	55		3,006
消耗品費	602,020	39,233		533,649	488,514	1,663,416		79,888	106,517	26,629		1,769,933
印刷製本費	11,744,936	1,537,709		2,348,827	2,699,647	18,331,119		11,810,445	15,162,802	3,352,357		33,493,921
賃借料	4,520,229	304,936		4,147,682	2,020,029	10,992,876		620,911	827,881	206,970		11,820,757
運記代	0	0		0	217,580	217,580		0	66,530	0		284,110
社会保険料負担金	2,553,122	250,574		2,899,753	846,939	6,550,388		491,040	622,182	131,142		7,172,570
会費	207,450	0		0	1,147,476	1,354,926		0	0	0		1,354,926
諸謝金	2,457,010	0		70,000	3,033,540	5,560,550		0	580,690	580,690		6,141,240
委託費	785,736	6,855,539		3,954,490	10,752,500	22,348,265		0	0	0		22,348,265
支払負担金	0	2,510,318		0	100,000	2,610,318		0	397,000	397,000		3,007,318
支払助成金	0	20,000		0	10,040	30,040		0	1,072,997	1,072,997		1,103,037
褒賞	0	0		0	6,278,270	6,278,270		0	0	0		6,278,270
租税公課	1,908,309	108,984		1,390,309	700,798	4,108,400		233,600	233,600	0		4,342,000
諸費	474,334	25,389		343,910	1,074,748	1,918,381		47,442	23,813	23,813		1,989,636

正味財産増減計算書内訳表(2/2)
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計			
	公1	公2	公3	公4	公5	共 通	小 計	取1	共 通			小 計		
									収益事業				他1	会員活動 助成等事業
管 理 費	調査事業	キャリアーン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業								23,253,070	23,253,070
	役員報酬												4,066,710	4,066,710
	給料手当												5,634,513	5,634,513
	退職給付費用												481,194	481,194
	福利厚生費												64,441	64,441
	通勤手当												273,481	273,481
	旅費交通費												56,504	56,504
	通信運搬費												202,023	202,023
	減価償却費												559	559
	消耗品費												254,397	254,397
	印刷製本費												310,592	310,592
	賃借料												1,977,255	1,977,255
	社会保険料負担金												1,400,158	1,400,158
	贈附金												263,340	263,340
	会費管理費												4,717,015	4,717,015
	交際費												66,434	66,434
	総会・理事会費												2,727,379	2,727,379
	会議費												0	0
	諸費												151,075	151,075
	貸倒引当金												606,000	606,000
経常費用計	51,764,082	13,652,373	0	42,437,282	49,719,972	0	157,573,709	17,661,083	9,240,892	26,901,975	207,788,754	207,788,754		
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,422,161	△ 3,686,955	0	△ 20,837,782	△ 3,246,972	37,085,500	△ 108,370	2,315,073	△ 9,240,892	△ 8,925,819	5,759,785	5,759,785		
基本財産評価増減														
特定資産評価増減額														
投資有価証券評価増減等														
評価増減等計														
当期経常増減額	△ 9,422,161	△ 3,686,955	0	△ 20,837,782	△ 3,246,972	37,085,500	△ 108,370	2,315,073	△ 9,240,892	△ 8,925,819	5,759,785	5,759,785		
2. 経常外増減の部														
(1) 経常外収益														
(2) 経常外費用														
当期経常外増減額														
他会計振替額						0	0	0		0				
当期一般正味財産増減額	△ 9,422,161	△ 3,686,955	0	△ 20,837,782	△ 3,246,972	37,085,500	△ 108,370	2,315,073	△ 9,240,892	△ 8,925,819	5,759,785	5,759,785		
一般正味財産期首残高											104,558,311	104,558,311		
一般正味財産期末残高											110,318,096	110,318,096		
Ⅱ 指定正味財産増減の部														
Ⅲ 正味財産期末残高											110,318,096	110,318,096		

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

1. 特定資産の明細

財務諸表に対する注記において記載している。

2. 引当金の明細

(1) 退職給付引当資産

財務諸表に対する注記において記載している。

(2) 貸倒引当金

貸倒引当金の明細は下表の通りである。

科 目	当期末残高
経常収益	
受取会費	606,000
調査事業	0
収益事業	0
合 計	606,000

財 産 目 録

(令和5年3月31日 現在)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額 (円)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	手元保管	運転資金として	163,323
預 金	普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店 三井・住友銀行麹町支店 ゆうちょ銀行半蔵門駅前支店	運転資金として	24,514,359
未収金(会費)	会員会費に対する未収金	一種、二種、三種会員会費に関する未収金	2,004,000
未収金(調査事業等)	調査事業、助成金等に対する未収金	調査事業、助成金等に関する未収金	40,101,141
未収金(その他)	河川講読料、図書販売等に対する未収金	雑誌河川講読料、図書販売等に関する未収金	5,936,306
前払金	講習会に対する前払金	講習会の会費等の前払金	0
社会保険料立替金	社会保険料に対するもの	社会保険料の立替金	△ 425,517
出版物在庫	出版物に対するもの	出版物図書等の在庫	4,280,098
貸倒引当金	会員会費、雑誌河川、図書出版に対するもの	一・二・三種会費、雑誌河川、図書出版の回収不能額	△ 606,000
流動資産合計			75,967,710
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	役職員の退職給付に対するもの 普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店	役職員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	21,554,763
運営資金積立資産	運営に必要な資金に備えたもの 普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店	運営に必要な資金積立金	25,000,000
特 定 資 産 合 計			46,554,763
(2) その他固定資産			
(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共有財産である。 同項に規定する公益目的事業の用に供する割合は62.70%。)			
建物付属設備	事業に供する建物付属設備に対するもの 千代田区麹町2丁目6番地5 麹町E.C.Kビル3階	建物付属設備(OAサーバー、空調設備等)	2
什器備品	事業に供するためのもの	事業に供する什器・備品等	9
電話加入金	事業に供する電話加入権に対するもの	事業に供する電話債券	149,240
保証金	事業に供する建物の賃借に対する保証金 千代田区麹町2丁目6番地5 麹町E.C.Kビル3階	事業に供する建物の賃借に対する保証金	9,988,608
その他固定資産合計			10,137,859
固定資産合計			56,692,622
資 産 合 計			132,660,332
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	事業全般に対するもの	印刷費、発送費、その他の未払に対するもの	0
前受金	二種会費に対するもの	二種会費の前受金	13,000
預り納付金	所得税、社会保険料に対するもの	所得税、謝金等の源泉徴収税、社会保険料の預り金	774,473
流動負債合計			787,473
2. 固定負債			
退職給付引当金	役職員の退職給付に対するもの	役職員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	21,554,763
固定負債合計			21,554,763
負 債 合 計			22,342,236
正 味 財 産			110,318,096

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原価による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は定額法による。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金として、期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上。

貸倒引当金として、経常収益のうち受取会費については前年度の未収金のうち当年度に回収不能であった額ならびに当年度に退会処理した額を、調査事業ならびに収益事業については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理について

消費税の会計処理は、税込方式による。

2. 特定資産の増減額及びその残高

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	18,764,621	2,790,142	0	21,554,763
運営資金積立資産	25,000,000	0	0	25,000,000
合 計	43,764,621	2,790,142	0	46,554,763

3. 特定資産の財源の内訳

科 目	当期末残高	うち指定正味財産からの充当額	うち一般正味財産からの充当額
特定資産			
退職給付引当資産	21,554,763	0	21,554,763
運営資金積立資産	25,000,000	0	25,000,000
合 計	46,554,763	0	46,554,763

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	2	0	2
什器備品	3,574	3,565	9
合 計	3,576	3,565	11

5. そ の 他

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共用財産については、貸借対照表及び財産目録に、その旨及び公益目的事業の用に供する割合を記載している。
なお、公益目的事業の用に供する割合は、これを確定させるため、移行認定申請書において記載した数値をもとに算出したものを用いている。
- (2) 出版物在庫の増減に相当する額については経常費用の印刷製本費に計上し、在庫の増に相当する額はこれを減算し、減に相当する額はこれを加算している。

監 査 報 告 書

公益社団法人日本河川協会
会長 甲村 謙友 殿

令和5年4月25日

公益社団法人日本河川協会

監 事 望月 常好

公益社団法人日本河川協会

監 事 津野 三夫

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の事業及び会計を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

報告第 2 号

令和 5 年度 事業計画書、収支予算書、
資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

令和5年度 事業計画書

公益社団法人 日本河川協会

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

令和5年度も、日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開していきます。

1 河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い、広く一般に成果を公表する事業【調査事業】

(1) 「河川文化を語る会」の開催

「河川文化を語る会」を地方都市も含め4回開催を予定します。

(2) 地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料収集を行います。また、日本学術会議や学会等における水災害適応策に関する活動に参画します。その一環として、日本学術会議の「気候変動と国土分科会」に参画し、住宅の耐水対策を踏まえつつ、頻発化・激甚化する水災害に対する適応策として将来の市街地土地利用を検討するために先行して科学技術が取り組むべき具体的な課題について見解をとりまとめます。さらに、各地域間で情報交換・情報共有ができるような場づくりに向け、必要な支援策について検討を進めます。

(3) 月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川に関わる最新の諸情報を広く提供・発信する役割を担うとともに、過去の発刊分が昭和初期から現在に至るまでの河川事業や河川行政の歴史などに関する貴重なナレッジストックとして活用されるなど、行政関係者、研究者、学生、一般の方々等から高い評価を得ています。

令和5年度においてもその内容の一層の充実に努めていきます。また、カラーPDF版（会員がインターネットで閲覧可能）の提供を引き続き実施します。

＜令和5年度の特集テーマ＞（予定）

「令和5年度予算」（4月）、「TCFDと流域治水」（5月）、「大河川の歴史（第20回）沙流川・遠賀川」（6月）、「地球規模の水問題への対応～国連水会議2023～（仮）」（7月）、8月以降は未定。

(4) 河川に関する情報の資料収集・整理と広報資料の作成

河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）や資料を収集・整理し、幅広い普及や社会的な理解を促進するための的確な情報発信方策について検討し、広報資料を作成します。

(5) 河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との基本的な考え方の下で、過去の河川行政における出来事などに関して、収集した資料や当時の担当者へのインタビュー等を通じて記録としてとりまとめます。

令和5年度は、新たなテーマとして「東日本大震災の初動における国土交通省の取り組み（仮）」を選定し、関係者のインタビュー及び資料の収集を行います。

2 河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業【キャンペーン事業】

(1) 「川の日」記念行事の支援

引き続き、「川の日」実行委員会が実施する「川の日」（7月7日）の記念行事を事務局として支援します。

(2) その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

全国の水防演習の場における広報活動、河川愛護月間キャンペーンへの支援等を実施します。

3 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業【研修・セミナー事業】

(1) セミナーの開催

水防に関する制度・法律等をテーマにした「水防研修」は、WEB（オンデマンド）研修で実施します。

河川管理・訴訟等をテーマにした「河川管理研修」、河川に関する最新の施策等をテーマにした「河川講習会」を開催し専門的知識の普及を図ります。

これらの開催にあたっては、ホームページへの掲載、メールマガジン等により参加者を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し周知を図り、参加者の拡大に努めます。

また、河川やダム現場において施設等を直接見ながら河川に関する知識や技術力を向上させることを目的とした「現場研修会」を開催します。

- ・水防研修（WEB） 令和 5 年 4 月 28 日(金)～ 5 月 28 日(日) (配信)
- ・河川管理研修 令和 5 年 10 月(予定)
- ・河川講習会 令和 6 年 2 月(予定)
- ・現場研修会 (開催時期は今後決定)

(2) 地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する状況の中で、河川の有する機能を適切に保全していく取り組みが重要になってきています。そのため、河川の維持管理に関する専門技術を認定する「河川技術者資格制度」の運営を支援します。

4 河川に関する功労者表彰、コンクールの実施及び支援により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動等を顕彰する事業〔表彰・コンクール事業〕

(1) 河川功労者表彰

昭和 24 年に制度を創設して以来、治水、利水、環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった方々や団体に対する表彰を行ってきました。

令和 5 年も定時社員総会において表彰を行う予定です。

(2) 日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

日本水大賞委員会（名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下）の事務局を引き続き務めることとしています。

第 25 回日本水大賞・2023 日本ストックホルム青少年水大賞の表彰式及び受賞活動発表会については、6 月 13 日に日本科学未来館で行う予定です。

また、2023 日本ストックホルム青少年水大賞の大賞受賞者は、現地で 8 月に開催される国際コンテスト「ストックホルム青少年水大賞」に日本代表として参加します。

第 26 回日本水大賞は 7 月 7 日に、2024 日本ストックホルム青少年水大賞は 4 月 1 日に、それぞれ募集を開始する予定です。なお、第 26 回日本水大賞の募集にあたっては、例年より前倒しして関係機関へのポスターやリーフレットの送付を行うほか、多くの優良な活動団体等から応募いただけるよう、効果的・効率的な広報に努めます。

5 河川に関する図書等の刊行等〔収益事業〕

(1) 図書の出版等

河川事業に関する通達等のデータベースである「令和 5 年度版河川事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2023 河川ハンドブック」を刊行します。なお、「令和 5 年度版河川事業関係例規集」については、引き続き PDF 版（DVD に収録）も刊行します。

(2) 受託調査・研究

必要に応じて、収益事業としての受託調査・研究を行います。

6 会員活動への助成、会員への情報誌会報「河川文化」の配布、河川関係諸団体の活動への支援〔会員活動助成等事業〕

(1) 会員活動への助成

会員の親睦、交流及びサークル活動をより一層推進させるため、現在 12 の府県単位で設立されている会員組織の活動を支援するとともに、その運営に必要な経費の一部を助成します。

また、各地域において、会員が川をテーマにした自主的な研究や地域活動への参加を行うサークル活動に対して、その経費の一部を助成します。

令和 2 年初以来、抑制的な活動を余儀なくされてきた地方団体の活動を支援するため助成金を増額するほか、これらの団体間の連携を図るため会員団体連絡会を復活させるなどの取り組みを進めます。

(2) 会員への情報誌会報「河川文化」の発行・配布

平成 9 年の河川法改正、二種（個人）会員制度の創設とともに発刊した会報「河川文化」は、昨年 12 月に創刊から四半世紀を迎えました。

第 100 号を超えてさらなる内容の充実を目指すとともに、過去記事の検索機能や図書館への配布等により多くの方々が活用できるようにします。

<令和 5 年度 特集計画>（予定）

第 102 号	令和 5 年	6 月号	「川の碑（いしぶみ）」
第 103 号	令和 5 年	9 月号	（未 定）
第 104 号	令和 5 年	12 月号	（未 定）
第 105 号	令和 6 年	3 月号	（未 定）

(3) 河川関係諸団体の活動への支援

引き続き、河川関係諸団体の活動を支援します。

(4) 会員へのメールマガジンの送付

令和 2 年 6 月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、毎週初めに最新の河川行政の動きと河川に関する情報や河川協会からのお知らせをコンパクトにまとめたメールマガジンを配信しています。

令和 5 年度も引き続き、会員のご意見を踏まえ、内容の充実を図り配信してまいります。

(5) 有識者による WEB 講演の配信

令和 3 年 6 月から、メールマガジンでお知らせしたうえで、会員の皆様に時宜に合ったテーマによる有識者の WEB 講演を配信しています。

令和 5 年度も引き続き、会員のご意見を踏まえ、内容の充実を図り配信してまいります。

7 協会運営に関して特記すべき事項

令和 2 年以降新型コロナウイルス感染拡大に伴い、理事会を含めた WEB 会議の活用やテレワーク・時差出勤により、同感染症対策と必要な業務の両立を図りました。

令和 5 年度は、新型コロナ感染症への様々な取り組みを通じて得られた知見を踏まえ、ワーク・ライフバランスの改善や業務効率の向上に資する取り組みを進めてまいります。

令和5年度収支予算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位：円)

科 目	令和5年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	(A)	(B)	(A)-(B)	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	71,140,000	71,560,000	△ 420,000	
一種正会員	25,680,000	25,590,000	90,000	
二種正会員	12,120,000	13,080,000	△ 960,000	
三種正会員	33,340,000	32,890,000	450,000	
事業収益	113,290,000	111,160,000	2,130,000	
調査事業	43,660,000	44,890,000	△ 1,230,000	
キャンペーン事業	500,000	800,000	△ 300,000	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	20,850,000	19,750,000	1,100,000	
表彰・コンクール事業	29,000,000	27,500,000	1,500,000	
収益事業	19,280,000	18,220,000	1,060,000	
受取負担金	8,520,000	11,580,000	△ 3,060,000	
受取寄附金	18,250,000	15,200,000	3,050,000	
雑収益	0	0	0	
経常収益計	211,200,000	209,500,000	1,700,000	
(2) 経常費用				
事業費				
公益目的事業	157,168,865	159,102,865	△ 1,934,000	
調査事業	53,483,150	55,313,007	△ 1,829,857	
キャンペーン事業	10,968,899	12,755,842	△ 1,786,943	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	43,626,428	44,703,733	△ 1,077,305	
表彰・コンクール事業	49,090,388	46,330,283	2,760,105	
収益事業等	28,488,404	25,023,754	3,464,650	
収益事業	18,520,169	15,351,488	3,168,681	
会員活動助成等事業	9,968,235	9,672,266	295,969	
事業費計	185,657,269	184,126,619	1,530,650	
管理費計	25,542,731	25,373,381	169,350	
経常費用計	211,200,000	209,500,000	1,700,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期経常外増減額				
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
(注) 短期借入金限度額 20,000,000円				

収 支 予 算 書 内 訳 表 (1/2)
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計	
	公1	公2	公3	公4	公5	小 計			小 計			
						研 修・セミナー事業	表 彰・コンクール事業	共 通				収 入 事 業
調査事業		キャンペーン事業	助成事業									
1. 一般正味財産増減の部												
1. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
受取会費												
一 種 正 会 員						35,570,000					35,570,000	71,140,000
二 種 正 会 員						12,840,000					12,840,000	25,680,000
三 種 正 会 員						6,060,000					6,060,000	12,120,000
						16,670,000					16,670,000	33,340,000
事業収益	43,860,000	500,000		20,850,000	29,000,000	94,010,000		19,280,000		19,280,000	113,290,000	
調査事業	43,860,000					43,860,000					43,860,000	
キャンペーン事業		500,000				500,000					500,000	
助成事業						0					0	
研修・セミナー事業				20,850,000		20,850,000					20,850,000	
表彰・コンクール事業					29,000,000	29,000,000					29,000,000	
収益事業								19,280,000		19,280,000	19,280,000	
受取負担金		6,720,000			1,800,000	8,520,000					8,520,000	
受取寄附金					17,000,000	18,250,000				0	18,250,000	
雑収益											0	
受取利息収入											0	
その他収入											0	
経常収益計	43,860,000	7,220,000		20,850,000	47,800,000	156,350,000		19,280,000		19,280,000	35,570,000	211,200,000
(2) 経常費用												
事業費	53,483,150	10,968,899		43,828,428	48,090,388	0		18,520,169	9,968,235	28,488,404	185,657,269	
役員報酬	6,655,530	1,076,850		4,302,900	4,560,600			1,561,950	705,930	2,267,880	18,863,760	
給料手当	11,571,707	920,355		18,699,497	6,360,296			2,080,000	1,800,313	3,880,313	41,432,168	
退職給付費用	1,248,628	157,904		986,917	489,013			241,230	84,264	325,494	3,207,956	
福利厚生費	156,250	12,500		141,250	79,050			22,400	7,950	30,350	419,400	
通勤手当	585,088	72,309		1,480,539	260,650			162,778	31,601	194,379	2,592,965	
旅費交通費	487,500	15,000		299,500	5,554,860			26,880	1,269,540	1,296,420	7,653,280	
通信運搬費	4,867,500	35,000		755,500	2,721,340			742,720	22,260	764,980	9,144,320	
減価償却費	0	0		0	0			0	0	0	0	
消耗品費	498,125	38,250		432,225	831,893			68,544	24,327	92,871	1,893,364	
印刷製本費	13,940,625	2,551,250		1,799,125	2,274,105			12,191,840	3,332,595	15,524,435	36,089,540	
賃借料	4,437,500	355,000		4,011,500	2,245,020			636,160	225,780	861,940	11,910,960	
運送代	300,000	0		0	230,000			0	0	0	530,000	
社会保険料負担金	2,963,934	308,465		2,788,434	1,030,678			520,325	146,980	667,305	7,758,816	
会費費	250,000	0		2,150,000	1,420,000			0	0	0	3,820,000	
贈附金	2,400,000	0		200,000	2,930,000			0	600,000	600,000	6,130,000	
委託費	850,000	2,920,000		3,780,000	10,430,000			0	0	0	17,980,000	
租税公課	1,912,638	129,766		1,312,416	766,878			218,302		218,302	4,340,000	
支払負担金	0	550,000		0	100,000			0	400,000	400,000	1,050,000	
支払助成金	0	1,800,000		0	0			0	1,300,000	1,300,000	3,100,000	
賃貸	0	0		0	5,780,000			0	0	0	5,780,000	
諸費	358,125	26,250		486,625	1,026,005			47,040	16,695	63,735	1,960,740	

収支予算書内訳表(2/2)
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計
	公1	公2	公3	公4	公5	小 計		共 通	小 計		
						共 通	他1				
調査事業		キャラバン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業			収益事業	他1 会員活動 助成等事業		
管 理 費											
役員報酬										25,542,731	25,542,731
給料手当										4,476,240	4,476,240
退職給付費用										6,167,832	6,167,832
福利厚生費										762,044	762,044
通勤手当										80,600	80,600
旅費交通費										297,035	297,035
通信運搬費										96,720	96,720
減価償却費										225,680	225,680
消耗品費										0	0
印刷製本費										246,636	246,636
賃借料										330,460	330,460
社会保険料負担金										2,289,040	2,289,040
諸謝金										1,521,184	1,521,184
会費管理費										220,000	220,000
交際費										4,800,000	4,800,000
総会・理事会費										60,000	60,000
諸費										3,800,000	3,800,000
										169,260	169,260
経常費用計	53,483,150	10,968,899		43,628,428	49,090,388	0	157,168,865	18,520,189	9,968,235	28,488,404	211,200,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,823,150	△ 3,748,899		△ 22,776,428	△ 1,290,388	36,820,000	△ 818,865	759,831	△ 9,968,235	△ 9,208,404	0
基本財産評価損益											
特定資産評価損益額											
投資有価証券評価損益等											
評価損益等計											
当期経常増減額	△ 9,823,150	△ 3,748,899		△ 22,776,428	△ 1,290,388	36,820,000	△ 818,865	759,831	△ 9,968,235	△ 9,208,404	0
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
(2) 経常外費用											
当期経常外増減額											
他会計増替額											
当期一般正味財産増減額	△ 9,823,150	△ 3,748,899		△ 22,776,428	△ 1,290,388	36,820,000	△ 818,865	759,831	△ 9,968,235	△ 9,208,404	0
(注) 短期増入金限度額 20,000,000円											

令和 5 年度 資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

資金調達及び設備投資の見込みについては、該当ありません。

議案第 2 号

理事の補欠選任について決議を求める件

理 事（補欠選任）候 補 者 名 簿（案）

退 任 理 事		新 任 理 事	
区分	氏 名 役 職 名	区分	氏 名 役 職 名
理 事 (非常勤)	山科 昭宏 前 埼玉県県土整備部副部長	理 事 (非常勤)	吉澤 隆 埼玉県県土整備部副部長
理 事 (非常勤)	加納 行弘 前 新潟県土木部河川管理課長	理 事 (非常勤)	酒井 公生 新潟県土木部河川管理課長
理 事 (非常勤)	佐藤 宏 前 宮城県土木部河川課長	理 事 (非常勤)	長谷川 清人 宮城県土木部河川課長
理 事 (非常勤)	山本 英二 前 福岡県県土整備部河川管理課長	理 事 (非常勤)	今井 清人 福岡県県土整備部河川管理課長

（注）新任理事の任期は、選任の日から退任する理事の残任期（令和 6 年度定時社員総会の終結時まで）

令和 5 年 河川功労者表彰

令和 5 年河川功労者表彰総括表

事	項	個 人	団 体	計
第 1 号 歴史、文化活動又は芸術活動等により河川文化の発展に寄与し功績があった場合				0
第 2 号 河川の整備や管理に関連する諸活動を通じ、河川災害の防止、水資源の開発、河川環境の整備や保全、流域内の合意形成に貢献し功績があった場合		33		33
第 3 号 水防活動、水害時の人命救助、防災体制の整備・充実又は災害の早期発見と迅速な情報伝達等に功績があった場合		7	1	8
第 4 号 河川の自然保護・環境学習・河川愛護等の活動に功績があった場合		2	28	30
第 5 号 河川や水に関する学術的研究又は技術開発に従事し、河川の整備・管理、利用等に役立つ成果をおさめる功績があった場合		21		21
第 6 号 河川の利用を通じた産業の振興、地域の活性化等により新しい文化の創造に功績があった場合			1	1
第 7 号 河川や水の分野において国際的な活躍又は外国との交流・連携の深化に功績があった場合				0
第 8 号 本会の発展に顕著な貢献をする等、特に表彰が必要と認められた場合				0
合	計	63	30	93

令和5年河川功労者表彰者名簿

第2号 河川の整備や管理に関連する諸活動を通じ、河川災害の防止、水資源の開発、河川環境の整備や保全、流域内の合意形成に貢献し功績があった場合

(個人33)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
かめ やま ひろし 亀 山 紘	前 石 巻 市 長	東日本大震災により甚大な被害を受けた旧北上川河口部の復旧復興事業計画立案や復旧復興事業における堤防整備に石巻市長として尽力され、更に整備後の堤防利活用のための利活用方法や推進体制の整備に貢献された。	宮城県石巻市
あら い じゅ いち 新 井 寿 一	農 業	平成22年3月小海町長に就任以来、平成30年3月の退任に至るまで地方自治の発展に尽力し、各種団体の要職を歴任する中、長野県河川協会会長としても河川事業に積極的に取り組み、国土の保全や住民の生命財産の安全の確保に貢献された。	長野県南佐久郡小海町
から さわ かず ひろ 唐 澤 一 寛	会 社 役 員 (前木祖村長)	昭和53年から木祖村役場の建設課長等として、味噌川ダム建設事業の推進に尽力されるとともに、副村長及び村長として水源地域の環境保全と地域振興にも寄与されるなど、上下流域の良好な関係の構築と維持に貢献された。	長野県木曾郡木祖村
そま かわ みつ たか 杣 川 光 孝	団 体 役 員	平成29年に「川上ダム建設促進期成同盟会」の会長に就任以来、総会等を通じて地元伊賀市との連絡調整に尽力され、要望活動や関係者調整等川上ダム建設促進に貢献された。	三重県伊賀市
なか はら つる み 中 原 鶴 見	会 社 員	九州地方の河川事業の技術的指導及び河川災害の防止に尽力されるとともに、「九州河川技術伝承会」に参画し、災害復旧工法や多自然川づくりの指導・助言を行うなど、実務担当者の技術力向上、河川技術の継承にも寄与し、河川整備の推進に貢献された。	佐賀県佐賀市
ひ だか まさ かつ 日 高 政 勝	前さつま町長	平成21年にさつま町長に当選以来長年にわたり、「川内川水系かわまちづくり」を推進するとともに、川内川下流改修期成会副会長として、川内川流域の治水事業の促進にも尽力されるなど、流域の安心・安全の確保と地域活性化に貢献された。	鹿児島県薩摩郡さつま町
たて だ とし あき 舘 田 敏 明	自動車解体業	昭和56年から長年にわたり、岩木川水系平川の平川第四排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	青森県弘前市
あ べ こう じ 阿 部 公 司	自 営 業	昭和48年から長年にわたり、北上川水系中津川の中津川第1排水樋管の水門等水位観測員として施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岩手県盛岡市
ち だ たみ お 千 田 民 男	自 営 業	昭和55年から長年にわたり、北上川水系北上川の鬼柳相去排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岩手県北上市
ち ば のぼる 千 葉 昇	—	昭和55年から長年にわたり、北上川水系黄海川の川口沖排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岩手県一関市
いた がき たかし 板 垣 隆	—	昭和45年から長年にわたり、赤川水系赤川の畑田排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県鶴岡市
さ とう はじめ 佐 藤 肇	農 業	昭和48年から長年にわたり、赤川水系赤川の大半田排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県鶴岡市
み うら せい じ 三 浦 清 二	—	昭和48年から長年にわたり、最上川水系最上川の山寺排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県酒田市
か とう かつ ひろ 加 藤 勝 博	農 業	昭和53年から長年にわたり、最上川水系最上川の本堀内第一排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県最上郡舟形町
お の しげ み 小 野 繁 美	農 業	昭和53年から長年にわたり、最上川水系金山川の安久土排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県最上郡真室川町
さ とう ひさし 佐 藤 久	会 社 員	昭和53年から長年にわたり、最上川水系真室川の木ノ下排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県最上郡真室川町
たいら あ じ お 平 富 士 雄	—	昭和53年から長年にわたり、最上川水系最上川の橋向排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県東置賜郡高畠町

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
ほん ま ふみ お 本 間 文 雄	農 業	昭和48年から長年にわたり、赤川水系赤川の西谷地排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県東田川郡三川町
そめ や しげる 染 谷 茂	農 業	平成3年から長きにわたり、利根川水系利根川田中調節池早瀬樋管の樋管操作員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	千葉県柏市
はや かわ なお き 早 川 尚 紀	団 体 職 員	平成6年から長年にわたり、信濃川水系信濃川敦ヶ曾根樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	新潟県長岡市
まつ い ひろ み 松 井 浩 美	農 業	平成5年から長年にわたり、信濃川水系魚野川ケルミ沢川樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	新潟県魚沼市
きた がわ のぶ ひろ 北 川 進 洋	—	昭和61年から長年にわたり、九頭竜川水系芳野川樋門の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	福井県福井市
さわ ふじ えつ お 澤 藤 悦 男	農 業	平成14年から長年にわたり、大垣市横曽根排水機場の運転責任者として、施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岐阜県大垣市
もり じ いち 森 司 一	—	平成4年から長年にわたり、木曽川水系犀川第二排水機場の操作員として、また平成19年からは、犀川第三・統合排水機場の操作員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岐阜県瑞穂市
たか ぎ さだ お 高 木 定 夫	自 営 業	平成16年から長年にわたり、木曽川水系揖斐川安八南部排水機場及び中須川排水機場の操作員として、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岐阜県安八郡安八町
し かた ぜん じ 四 方 善 次	自 営 業	昭和54年から長年にわたり、由良川水系由良川里第二樋門の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	京都府綾部市
し かた ひさ お 四 方 久 雄	自 営 業	昭和61年から長年にわたり、由良川水系由良川位田第二樋門の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	京都府綾部市
し みず くら ぞう 清 水 倉 蔵	建 設 業	昭和60年から長年にわたり、由良川水系由良川味方第二樋門の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	京都府綾部市
た なか しげ とみ 田 中 茂 富	農 業・自 営 業	昭和59年から長年にわたり、円山川水系下鶴井川下鶴井樋門の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	兵庫県豊岡市
こま い しん いち ろう 駒 井 進 一 郎	—	昭和61年から長年にわたり、新宮川水系市田川・市田川水門、市田川排水機場の操作員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	和歌山県新宮市
よし もと なお き 吉 本 直 樹	農 業	昭和56年から長年にわたり、物部川水系物部川後川樋門の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	高知県南国市
さい とう つたえ 齊 藤 傳	農 業	平成16年から長年にわたり、前川排水機場の操作員として施設の点検・整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜問わず速やかな操作を行うなど災害の軽減に貢献された。	佐賀県鳥栖市
ふた き こう いち ろう 二 木 康 一 郎	会 社 員	平成15年から長年にわたり、荒瀬川の陸閘・樋門の操作人を務め、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	鹿児島県肝属郡肝付町

第3号 水防活動、水害時の人命救助、防災体制の整備・充実又は災害の早期発見と迅速な情報伝達等に功績があった場合

(個人7)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
伊 藤 博 美	—	平成8年に岐阜市京郷水防団へ入団以降、長年にわたり水防活動に従事し、平成30年からは団長として水害から地域住民の生命・財産を守るため、被害の防止と軽減及び水防活動の啓発に貢献された。	岐阜県岐阜市
市 川 弘 之	会 社 員	平成12年旧浜北市水防団第6分団に入団以来、長年にわたり水防活動に従事し、令和4年からは副団長として豊富な知識と経験、優れた統率力により、地域防災の第一線で住民の生命と財産の安全確保に貢献された。	静岡県浜松市
平 田 文 彦	自 営 業	平成10年浜松市水防団中ノ町分団に入団以来、部長、副分団長を経て、平成22年からは分団長として、豊富な知識と経験、優れた統率力と温厚な人柄により、被害の防止と軽減及び水防活動の啓発に貢献された。	静岡県浜松市
谷 口 隆 太	会 社 員	平成10年から長年にわたり、狩野川資料館ガイドボランティア代表として活躍し、来館者をはじめ地域の小学校で講話を行うなど狩野川台風の実体験を伝え避難の重要性について語り続け、防災教育に貢献された。	静岡県伊豆の国市
日 下 恒 春	—	平成12年に大和川右岸水防事務組合瓜破分団に入団以来、長年にわたり水防活動に従事し、平成26年からは分団長として、卓越した指導力をもって分団員を統率し、若年団員の育成に努める等防災教育に貢献された。	大阪府大阪市
田 村 猛	会 社 員	平成19年から四国地方防災エキスパートとして、吉野川及び那賀川水系の関係市町における消防団員等への水防工法の施工技術の指導を行い、水防知識、工法及び技能の伝承に貢献された。	徳島県阿南市
三 谷 健	—	平成14年から四国地方防災エキスパートとして、土器川水系における関係市町の消防団員等へ水防工法の施工技術の指導を行い、水防知識、工法及び技能の伝承に貢献された。	香川県高松市

(団体1)

名 称	功 績 等	住 所
小 河 原 ・ 上 深 川 地 区 社 会 福 祉 協 議 会	昭和40年6月の豪雨災害の写真を集会所に掲示するとともに、平成30年7月豪雨災害の被災状況を伝える自然災害伝承モニュメントを制作・屋外展示し、防災意識の啓発のための勉強会を行い、住民同士が共助する避難体制を構築する等河川防災意識の醸成に努められるなど、地域防災力の向上及び災害時の被害軽減に貢献された。	広島県広島市

第4号 河川の自然保護・環境学習・河川愛護等の活動に功績があった場合

(個人2)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
相 楽 治	団 体 役 員	長年にわたり鳥屋野潟を通じた総合学習として、美しい水辺づくりや水辺の環境改善に寄与するとともに、親子参加による防災模擬体験の指導を行うなど、河川環境保全と河川愛護活動に貢献された。	新潟県新潟市
山 縣 耕 太 郎	上越教育大学教授	自然地理学及び防災教育の専門家として、令和2年より関川流域委員会、新潟県・上越市・糸魚川市の各委員会において的確な指導及び技術的助言を行い、平成27年度からは地元小学生を対象とした出前講座の講師を務めるなど、防災教育の啓発及び河川愛護意識の醸成に貢献された。	新潟県上越市

(団体28)

名 称	功 績 等	住 所
砂 川 市 衛 生 組 合	昭和33年の設立以来長年にわたり、市内の環境美化活動を実施し、昭和47年からはパンケ歌志内川の河川清掃活動を継続して実施しており、河道内の流木撤去をはじめ、草刈りや清掃等を行い、河川環境美化及び河川愛護活動に貢献された。	北海道砂川市
特定非営利活動法人オアシス	平成14年の設立以来長年にわたり、自然環境及び生活環境の保全・整備を目指し、パンケ歌志内川にある親水施設の清掃や花壇への植栽を継続して実施し、河川環境の美化及び河川愛護活動に貢献された。	北海道砂川市

名 称	功 績 等	住 所
NPO法人しりべつりバーネット	平成8年の設立以来、流域住民が参加する河川清掃活動「尻別川クリーン作戦」を毎年実施し、清掃活動は陸上だけでなくカヌー等を利用した水上の清掃も行うなど実施方法も工夫され、また、長年の講演会等の取り組みにより、尻別川流域の河川環境の保全や河川愛護意識の醸成に貢献された。(平成27年3月河川協力団体指定)	北海道虻田郡ニセコ町
美しい山形・最上川フォーラム ^{も がみがわ}	平成13年の設立以来長年にわたり、最上川を美しい県土づくり運動のシンボルに掲げ、川や水辺の健康診断・クリーンアップキャンペーン・スボGOMI大会など様々な活動を継続して行い、河川環境の保全や河川愛護意識の高揚に貢献された。	山形県山形市
さと ^{がわ} 里川をきれいにする会	平成19年4月の設立以来長年にわたり、里川水辺空間の河川敷及び道路周辺において、除草・雑木の伐採及びゴミ除去等の清掃美化活動を年4回継続して実施し、地域の河川美化等に貢献された。	茨城県日立市
きた ^ね 北ノ根自治会	昭和30年に設立以来長年にわたり、城里町小勝区内を流れる北ノ根川河川敷の除草・雑木・篠・竹・ゴミなどの除去を行うなど、河川環境の美化に貢献された。	茨城県東茨城郡城里町
特定非営利活動法人 水辺基盤協会	平成17年の設立以来長年にわたり、霞ヶ浦湖岸において清掃活動を精力的に実施するとともに、水生植物を増やす取り組みや生物観察・子供達の魚釣り体験を通じた自然環境教育や指導者育成、広報活動を行うなど、水辺環境の保全と啓発に貢献された。(平成26年3月河川協力団体指定)	茨城県稲敷郡美浦村
一般社団法人栃木県建設業協会 ^{はが} 芳賀支部	平成19年に「愛りバーとちぎ」実施団体として県から認定以来長きにわたり、五行川において、毎年複数回除草・清掃活動を定期的に行うなど、河川の環境美化等に貢献された。	栃木県真岡市
鈴木建設株式会社（つくし隊）	平成17年に「愛りバーとちぎ」実施団体として県から認定以来長きにわたり、富山川において、毎年複数回除草・清掃活動を定期的に行うなど、河川の美化活動等に貢献された。	栃木県那須郡那珂川町
ほん ^{じょう} 本 ^{きょう} 庄市立共和小学校 ^わ	平成20年に水辺の里親制度の協定を結んで以来、環境教育の一環として女堀川の清掃活動を地域の協力を得ながら実施するとともに、水質検査を行うなど河川環境の保全や河川の環境美化活動に貢献された。	埼玉県本庄市
こ ^ま 高麗川 ^{がわ} ふるさとの会	平成15年の設立以来長年にわたり、高麗川の河川敷の草刈り・河川清掃など水辺の環境整備を定期的に行い、良好な河川環境の維持に貢献されるとともに、野鳥調査や植生観察会を開催し、活動状況等を「こまがわニュース」として報告するなど、河川美化及び河川愛護意識の高揚に貢献された。(平成26年3月河川協力団体指定)	埼玉県坂戸市
つど ^{みず} 集いのまほろば水辺愛護会 ^べ	平成10年の設立以来、長年にわたり「集いのまほろば」という阿久和川の水辺拠点の清掃・除草を毎月行っているほか、地域の憩いの場として、トイレの清掃や花壇の手入れを毎週行っており、周辺住民の河川愛護精神の醸成に貢献された。	神奈川県横浜市
黒部市立若栗小学校 ^{わか} ^{ぐり}	平成16年より長年にわたり、黒部川河川敷掲示用の不法投棄等防止啓発ポスターの作成に取り組み黒部川の河川敷に掲示するなど、河川愛護意識の向上及び河川環境の保全に貢献された。	富山県黒部市
しも ^で 下手良河川愛護会 ^ら	平成7年の設立以来長きにわたり、区内を流れる瀬沢川で草刈り、ゴミ拾い、アレチウリ駆除等を通して、地域の環境美化および住民の河川愛護意識の向上に貢献された。	長野県伊那市
ま ^{やま} 間山河川愛護会	昭和45年の設立以来長年にわたり、一級河川真引川及び普通河川十二川において、毎年、区民が参加して河川敷内の清掃及び草刈り等の河川美化、河川愛護活動を実施するなど、河川周辺の環境整備に貢献された。	長野県中野市
たち ^{かわ} 立川 ^{じょう} 常 ^{かい} 会	昭和50年の設立以来長きにわたり、東条川の草刈り及び河川清掃等の活動を実施しており、地域の環境美化および住民の河川愛護意識の向上に貢献された。	長野県東筑摩郡筑北村
や ^ぎ 八木沢川 ^{がわ} 河川愛護会	昭和40年の設立以来、長年にわたり一級河川八木沢川において、河川敷内の雑草木刈払い、清掃及び土砂上げ等の河川愛護活動を実施し、河川環境美化に貢献するとともに地域住民の環境美化意識の高揚に貢献された。	長野県上高井郡高山村
いけ ^{じり} 池尻長寿会	昭和63年の設立以来長年にわたり、長良川において河川の草刈りや清掃、花壇整備等の環境美化活動を継続的に実施し、地域の河川愛護活動と環境美化に貢献された。	岐阜県関市
とう ^{りょう} 東綾小・中一貫校	15年以上にもわたり、市民団体・地域住民・関係機関等と連携し、地域を流れる上林川の水生生物調査を実施するとともに、「学びの発表会」において、地域住民を始めとした幅広い人々に発信することで河川愛護意識の醸成に貢献された。	京都府綾部市
かん ^{ばやし} 上林小・中一貫校	15年以上にもわたり、市民団体・地域住民・関係機関等と連携し、地域を流れる上林川の水生生物調査を実施するとともに、「上林フェスティバル」において、地域住民を始めとした幅広い人々に発信することで河川愛護意識の醸成に貢献された。	京都府綾部市
まつ ^え 松江市立美保関小学校 ^{みほのせき}	平成24年度から長年にわたり中海流入河川調査に参加し、中海をテーマにした総合学習においては、水質調査やゴミ拾いの活動を通して、河川環境保全や児童達の河川愛護意識の高揚に貢献された。	島根県松江市
い ^{ずも} 出雲市立伊野小学校 ^{いの}	平成22年度から長年にわたり、宍道湖流入河川の伊野川において、水質や生物調査を行い、学習発表会での児童や地域住民に向けた「地域の川を守っていこう」という呼びかけや、河川の清掃活動を実施するなど、河川愛護意識の醸成に貢献された。	島根県出雲市

名 称	功 績 等	住 所
しの ば ひがし 篠 場 東 自 治 会	平成20年の設立以来長年にわたり、深谷川の除草や清掃活動を継続して実施しており、河川環境の美化に貢献された。	愛媛県新居浜市
こ が まち 古 賀 町 自 治 会 有 志	平成27年から八郎川の河川管理道路沿いにあじさいを植林し、花の手入れ・土手の草刈りを広範囲で行う等、河川環境の美化や河川愛護活動に貢献された。	長崎県長崎市
とみあいまちきよふじ 富合町清藤地区自治会老人クラブ 松葉会	平成22年の設立以来、長年にわたり浜戸川の河川敷の清掃・除草や植栽の手入れを行う河川美化活動を継続して実施し、良好な河川環境の保全並びに地域住民に対する河川愛護意識の高揚に貢献された。	熊本県熊本市
じ せ だい 次 世 代 の た め に が ん ぼ ろ 会	平成13年の設立以来長年にわたり、八代市を拠点として球磨川における河川環境・愛護活動を継続して行うとともに、次世代を担う子供たちへの環境・歴史・防災教育等を実施することにより、河川環境保全や河川愛護意識の継承・活性化に貢献された。(平成26年3月河川協力団体指定)	熊本県八代市
なか ごおり あい きょう 中 郡 愛 郷 会	平成3年の設立以来長年にわたり、矢形川の清掃や除草、植栽等の美化活動を継続して行うとともに、地元小中学生向けの課外授業や川下りを実施し、河川環境の保全及び河川愛護意識の醸成に貢献された。	熊本県上益城郡嘉島町
もと ぐみ 本 組 公 民 館 女 性 部	昭和59年から長年にわたり、一級河川神代川において、川底清掃や草刈り、ゴミ拾い等の環境美化活動を実施し、かわまちづくりにも地域住民代表として参加するなど、河川環境の保全や地域における河川愛護意識の醸成に貢献された。	宮崎県高千穂町

第5号 河川や水に関する学術的研究又は技術開発に従事し、河川の整備・管理、利用等に役立つ成果をおさめる功績があった場合

(個人21)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
やす だ のぶ き 保 田 信 紀	団 体 役 員	昆虫の研究家として、約50年に渡り人雪山系及び石狩川流域の昆虫相の調査研究に従事され、顕著な研究成果をあげられるとともに、石狩川上流川づくり懇談会の委員、河川水辺の国勢調査アドバイザー等を務め、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	北海道上川郡上川町
お ぐら のり お 倉 紀 雄	東京農工大学名誉教授	環境科学の第一人者として多くの業績を上げられたほか、市民との協働による河川水質の保全活動や、多自然川づくりに資する河川生態学術研究会等の発展に努められ、河川や河川環境管理に貢献された。	東京都日野市
やす だ たか し 安 田 孝 志	岐阜大学並びに愛知工科大学名誉教授	海岸・海洋工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、木曽三川下流部船舶対策協議会では会長として、不法係留船対策の策定及びその対策に寄与し、治水対策や河川環境の保全に貢献された。	神奈川県横浜市
きた わら しん いち 北 村 眞 一	山梨大学名誉教授	地域・都市計画、景観工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、狩野川流域懇談会委員や狩野川水系流域委員会委員及びリバーカウンセラーを務め、河川の計画等を検討する上で必要となる基礎情報の構築を通じて、河川の整備、河川景観検討等に貢献された。	山梨県甲斐市
やま だ たつ み 山 田 辰 美	常葉大学名誉教授	応用生態学・保全生態学・環境教育学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、菊川水系流域委員会の副委員長として、河川整備計画の策定に寄与し、河川環境の整備と保全に貢献された。	静岡県藤枝市
た なか まさ あき 田 中 正 明	四日市大学名誉教授	生物学、陸水学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、設楽ダム環境検討委員会の委員として、ダム建設に関する環境への影響や保全対策、環境影響評価に係る評価書等、ダム事業の推進に貢献された。	愛知県名古屋
おか ふ さ お 岡 二 三 生	京都大学名誉教授	地盤工学等の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、淀川堤防強化検討委員会の委員長などを歴任し、河川堤防の強化対策に貢献されたほか、関西圏地盤研究会の顧問を務め、社会基盤整備の推進に貢献された。	滋賀県大津市
さわ い けん じ 澤 井 健 二	摂南大学名誉教授	水工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、淀川水系流域委員会委員、桂川河川保全利用委員会委員などを歴任し、河川整備計画の策定や適切な河川利用の推進に貢献されたほか、市民活動等を通じて、社会基盤整備の推進に貢献された。	京都府京都市
しい ば みち はる 椎 葉 充 晴	京都大学名誉教授	水工水理学・水文学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、熊野川流域懇談会委員長、近畿地方整備局ダムフォローアップ委員会委員長等を歴任し、河川整備計画策定に貢献されたほか、日本学術会議 河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会副委員長を務めるなど、社会基盤整備の推進に貢献された。	京都府京都市
なか せ いさお 中 瀬 勳	兵庫県立人と自然の博物館館長	造園学・景観計画等の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、加古川流域委員会委員長等を歴任し、河川整備計画の策定等に貢献されたほか、国土交通省水資源開発分科会淀川部会委員等を務めるなど、社会基盤整備の推進に貢献された。	大阪府高槻市
みず やま たか ひさ 水 山 高 久	京都大学名誉教授	砂防学・山地保全学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、姫川水系流域委員会、姫川有識者会議の委員長等を務め、更に、姫川リバーカウンセラーを務めるなど、河川整備の推進に貢献された。	大阪府茨木市

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
え ぎ やす お 江 崎 保 男	兵庫県立大学名誉教授	動物生態学者として円山川における自然再生事業が、地域の生物多様性回復につながり、これがコウノトリの野生復帰として示される形で結実するまでの過程において、生態学と河川工学との連携、行政と市民活動との調整に貢献された。	兵庫県神戸市
かど の やす ろう 角 野 康 郎	神戸大学名誉教授	生態学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、多自然型川づくりレビュー委員会委員や狩野川水系柿田川の柿田川自然再生検討会委員を務め、河川の計画等を検討する上で必要となる基礎情報の構築を通じて、河川の整備、河川環境の保全等に貢献された。	兵庫県神戸市
はっ とり たもつ 服 部 保	兵庫県立大学名誉教授	植物生態学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、円山川流域委員会委員、加古川流域委員会委員、淀川環境委員会委員等を歴任し、河川における生物多様性保全や河川整備計画の策定に貢献するとともに、社会基盤整備の推進と河川環境の保全に貢献された。	兵庫県伊丹市
なか ばやし みつ お 中 林 光 生	広島女学院大学名誉教授	鳥類の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、中国地方ダム等管理フォローアップ委員会や江の川水系河川整備計画の策定における学識懇談会の委員をはじめ、河川水辺の国勢調査アドバイザーを務め、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	広島県広島市
もり え たか こ 森 江 堯 子	団 体 役 員	水質環境分野の専門家として長きにわたり、小瀬川の各委員会への参画及び小瀬川水系河川整備計画の策定並びに進捗点検に至るまで、小瀬川水系の河川整備の推進及び河川管理等に貢献された。	山口県宇部市
いし かわ たか こ 石 川 隆 子	病 院 職 員	高齢福祉を専門として、豊富な経験を元に那賀川流域において様々な活動をされるとともに、那賀川水系河川整備計画の策定及び点検では「那賀川学識者会議」の委員として参画し、専門的な視点から助言を行い、河川行政の推進に貢献された。	徳島県阿南市
ゆう き とよ かつ 湯 城 豊 勝	阿南工業高等専門学校 名 誉 教 授	河川工学の専門家として、那賀川水系河川整備計画の策定及び点検では「那賀川学識者会議」議長として、また、県管理河川の河川整備計画等の策定では「とくしま川づくり委員会」の委員・委員長として、さらに那賀川総合土砂管理技術検討会の委員を務め、専門的視点から助言を行い、河川整備や河川行政の推進に貢献された。	徳島県那賀郡那賀町
おお や の えい じ 大 矢 野 栄 次	久留米大学名誉教授	社会経済学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、九州地方ダム等管理フォローアップ委員会委員を務められ、管理ダムの水源地域動態や事業の効果等について様々な助言を頂くなど事業の評価分析に貢献された。	福岡県太宰府市
なか の あきら 中 野 昭	大分工業高等専門学校 名 誉 教 授	平成12年に大野川流域委員会委員へ就任以来長年にわたり、大分川・大野川水系学識者懇談会委員長及び番匠川水系学識者懇談会委員を務めるなど、河川整備の推進に貢献された。	大分県大分市
あか し のぶ よし 赤 司 信 義	西日本工業大学名誉教授	河川工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、山国川学識者懇談会、耶馬溪ダム水源地域ビジョン推進機構委員会等の委員長、山国川治水対策検討委員会の委員を務め、山国川の河川整備の推進に貢献された。	大分県中津市

第 6 号 河川の利用を通じた産業の振興、地域の活性化等により新しい文化の創造に功績があった場合
(団体 1)

名 称	功 績 等	住 所
え ど がわまつど 江戸川松戸フラワーライン実行委員会	平成7年より長年にわたり、江戸川河川敷の花畑の整備・維持を継続的に実施され、松戸市のみならず多くの方の憩いの場となるなど、河川愛護活動とともに良好な河川環境の保持・保全に努められるなど地域の活性化に貢献された。	千葉県松戸市

公益社団法人 日本河川協会 定款

公益社団法人 日本河川協会 定款

沿革	創 立	昭和15年11月16日
	社団法人許可	昭和27年 3月18日
	改 正	昭和27年 4月
		昭和28年 6月
		昭和38年 4月
		昭和48年 7月
		昭和59年 7月
		昭和61年 8月
		平成 2年 6月
		平成 9年12月
		平成13年 1月
		平成15年 6月
		平成16年 8月
	公益社団法人移行	平成23年 4月 1日
	改 正	令和 元年 5月31日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本河川協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 本協会は、社員総会の決議を経て、従たる事務所（以下「支部」という。）を必要な地に置くことができる。
- 3 支部の組織その他に関しては、理事会の決議を経て別に定める規則に基づき、当該支部が定めるものとする。

(目的)

第3条 本協会は、国民にとって安全かつ快適で自然豊かな河川のあり方を探求し、河川に関する情報の交流と知識の普及に努めるとともに、河川整備及び関連諸活動を支援することにより河川文化の発展に寄与し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 河川に係わる個人、法人、団体、学会、行政等相互間の意見交換及び交流の場の運営
 - (2) 河川に関する情報の提供及び知識の普及
 - (3) 行政及び関係団体等への提言
 - (4) 安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査・研究
 - (5) 前号に掲げる河川を実現するために必要な河川整備及び河川愛護・水防等関連諸活動への支援・助成
 - (6) 河川に関する受託調査・研究
 - (7) 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催
 - (8) 河川に関する図書その他の印刷物の刊行
 - (9) 河川に関する表彰、コンクールの実施及び支援
 - (10) 国際会議、学会、協会その他本協会の目的に適合する団体への参加・協力
 - (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、正会員及び特別会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員は、本協会の目的に賛同して入会した者で、次に掲げるものとする。

イ 一種正会員 地方公共団体及び地方公共団体で構成される団体

ロ 二種正会員 個人

ハ 三種正会員 法人及び団体

(2) 特別会員は、本協会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

3 一種正会員及び三種正会員にあっては、団体等の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに、理事会の決議を経て会長が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第14条 正会員の議決権は、一種正会員、二種正会員、三種正会員にかかわらず、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集したとき。

(招集)

第17条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に社員総会を招集しなければならない。

3 会長（前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合には、当該正会員）は、社員総会の日の14日前までに、正会員に対して、社員総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第 19 条 社員総会は、総正会員の議決権総数の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の議決権総数の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 22 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使できる。この場合においては、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで当該記載した議決権行使書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第 4 章 役員等

(種類及び定数)

第 24 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名以上3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とし、6名以上15名以内を常任理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事、常務理事及び第26条第7項の業務を分担執行する理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は正会員（一種正会員及び三種正会員にあっては指定代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち10名は正会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内にその主たる所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、本協会を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分担執行する。
- 5 常任理事は、常任理事会を組織し、第36条第2項に定める職務を行う。
- 6 理事は、理事会を構成し、第36条第1項に定める職務を行う。
- 7 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の中から、本協会の業務を分担執行する理事を選定することができる。
- 8 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
- 9 会長、副会長、専務理事、常務理事及び第7項の業務を分担執行する理事は、毎事業

年度に4箇月を超える間隔で2回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

- (1) 本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の職務執行状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求の日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (8) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 28 条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残余期間とする。
- 3 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 29 条 役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議によらなければならない。

(報酬等)

第 30 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。その支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。その場合の支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 31 条 理事は、次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己または第三者のために本協会と取引をしようとするとき。

(3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任)

第 32 条 本協会は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、役員の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本協会は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、役員の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

3 本協会は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部役員との間に、同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長)

第 33 条 本協会は、名誉会長の称号を授与することができる。

2 名誉会長は、本協会に特に功労があった者の中から、理事会において任期を定めた上で推薦し社員総会において決定する。

(参与)

第 34 条 本協会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与には第 28 条第 1 項及び第 30 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。

第 5 章 理事会及び常任理事会

(構成)

第 35 条 本協会に、理事会及び常任理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の招集に関する事項
 - (2) 本協会の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び第 26 条第 7 項の業務を分担執行する理事の選定及び解職
- 2 常任理事会は、会員の入会の可否及び理事会の決議により委任されたその他の事項を審議する。
- 3 前項の規定により常任理事会が審議した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 理事会は、次の各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を常任理事会及び各理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本協会の業務の適性を確保するための体制の整備
 - (6) 第 32 条第 2 項の規定に基づく役員の責任の免除

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集したとき。
- 4 常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

- 第38条** 理事会及び常任理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内の日に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会及び常任理事会を招集する者は、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、理事会及び常任理事会の日の7日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事会があらかじめ定めた方法により通知することができる。

(議長)

- 第39条** 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事又は常任理事がこれにあたる。

(定足数)

- 第40条** 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 常任理事会は、常任理事会を構成する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第41条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 常任理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の

利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

（理事会及び常任理事会の決議の省略）

第 42 条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会又は常任理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 43 条 理事会及び常任理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、理事会においては理事会に出席した代表理事及び監事が、常任理事会においては常任理事会に出席した代表理事及びその会議において選任された議事録署名人が、署名及び押印をしなければならない。

第 6 章 財産及び計算

（財産の構成）

第 44 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （１）設立当初の財産目録に記載された財産
- （２）会費
- （３）寄付金品
- （４）財産から生ずる収入
- （５）事業に伴う収入
- （６）その他の収入

（財産の維持管理、処分及び運用）

第 45 条 財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規定によるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第 46 条 会長は、毎事業年度開始日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 会長は、前項の規定による事業計画書及び収支予算書を、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第 47 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の計算書類等並びに財産目録については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 本協会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。

- 2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。

(会計の原則)

第49条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

(事業年度)

第50条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開する。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第52条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公告方法）

第 53 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第 54 条 この定款は、第 57 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、これを変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第 55 条 本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第 56 条 本協会は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第 57 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは同法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 58 条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益法人認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は

国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第59条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第60条 本協会の主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、当該帳簿及び書類は、法令の定めに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 会員名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 事業計画書
 - (6) 収支予算書
 - (7) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (8) 社員総会、理事会及び常任理事会の議事録
 - (9) 事業報告書
 - (10) 収支計算書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 財産目録
 - (13) 正味財産増減計算書
 - (14) 附属明細書
 - (15) 監査報告書
 - (16) 役員報酬等の支給基準
 - (17) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第51条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第 10 章 補則

(委任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の設立の登記日現在の理事及び監事並びに常任理事は次に掲げる者とする。

理 事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、泉谷 伸夫、庵原 宏義、岡本 正男、
久住 時男、近藤 隆之、小室 広佐子、佐藤 年緒、七戸 克彦、杉山 恵一、
高橋 健文、高橋 万里子、野澤 英之助、別府 征二郎、福井 淳太、
藤吉 洋一郎、松田 芳夫、虫明 功臣、村田 曄昭、山岸 哲、
横枕 篤、霊山 智彦、望月 常好、住吉 豊明

監 事 和里田 義雄、津野 三夫

常任理事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、岡本 正男、村田 曄昭、山岸 哲
- 4 本協会の最初の会長を虫明功臣、副会長を松田芳夫及び高橋健文とし、以上の 3 名を代表理事とする。また、専務理事を望月常好、常務理事を住吉豊明とし、以上の 2 名を業務執行理事とする。

附 則（令和元年 5 月 3 1 日）

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、令和元年 5 月 3 1 日から施行する。